

港区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）の中間年の見直しについて

港区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）において、現時点での人口動向等の状況から、教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の中間年の見直しは行わず、令和5年度に必要に応じて検討していきます。

1 経緯

「港区子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市区町村子ども・子育て支援事業計画」であり、幼稚園・保育園及び地域子ども・子育て支援事業等の提供体制の確保を計画的に推進することを目的として、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間としています。

令和4年3月18日付の国の通知では、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には市区町村計画の見直しを行うこととされています。

国の通知に基づく見直しの基準では、教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容について、量の見込みと実績値を比較し、10%以上の乖離がある場合は、要因分析及びそれに基づく見直しを行うこととされています。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難である場合、必ずしも見直しを行う必要はないとされています。

2 教育・保育の量の見込みと実績の状況について

令和2年度及び令和3年度の乖離は、幼稚園全体・保育園全体とともに10%未満です。令和4年度の乖離は、幼稚園全体は19.0%、保育園全体は16.5%となり、10%以上の乖離が生じています。

		令和2年度				令和3年度				令和4年度									
		量の見込み		確保策		割合 B/A	乖離	量の見込み		確保策		割合 B/A	乖離	量の見込み		確保策		割合 B/A	乖離
		計画 (人)A	実績 (人)B	計画 (人)	実績 (人)			計画 (人)A	実績 (人)B	計画 (人)	実績 (人)			計画 (人)A	実績 (人)B	計画 (人)	実績 (人)		
幼稚園	全体	3,170	3,152	3,613	3,626	99.4%	0.6%	3,070	2,808	3,613	3,572	91.5%	8.5%	2,920	2,364	3,613	3,412	81.0%	19.0%
	1号認定	2,555	2,882			112.8%	12.8%	2,457	2,427			98.8%	1.2%	2,319	2,011			86.7%	13.3%
	2号認定	615	270			43.9%	56.1%	613	381			62.2%	37.8%	601	353			58.7%	41.3%
保育園	全体	8,123	7,686	8,978	8,978	94.6%	5.4%	8,361	7,534	9,394	9,213	90.1%	9.9%	8,586	7,169	9,677	8,821	83.5%	16.5%
	2号認定	3,983	3,690	4,246	4,246	92.6%	7.4%	4,065	3,687	4,605	4,510	90.7%	9.3%	4,082	3,548	4,810	4,599	86.9%	13.1%
	3号認定 (0～2歳)	4,140	3,996	4,732	4,732	96.5%	3.5%	4,296	3,847	4,789	4,703	89.5%	10.5%	4,504	3,621	4,867	4,222	80.4%	19.6%

(参考) 令和5年度・令和6年度の計画値

		令和5年度		令和6年度	
		量の見込み (人)	確保策 (人)	量の見込み (人)	確保策 (人)
幼稚園	全体	2,874	3,613	2,912	3,613
	1号認定	2,281		2,311	
	2号認定	593		601	
保育園	全体	8,810	9,931	9,134	10,179
	2号認定 (3～5歳)	4,116	4,967	4,266	5,049
	3号認定 (0～2歳)	4,694	4,964	4,868	5,130

(参考) 教育・保育給付認定区分

認定区分	対象となる子ども	保育の必要量	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や 疾病などで、家庭での保育が 困難な子ども	保育短時間 保育標準時間	保育園 認定こども園 地域型保育事業
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や 疾病などで、家庭での保育が 困難な子ども	保育短時間 保育標準時間	保育園 認定こども園 地域型保育事業

※2号認定の対象となる方でも、保育時間が保護者の就労状況等と合えば幼稚園を利用することも可能です。

3 本計画の教育・保育の量の見込みの算出方法について

令和2年3月の本計画策定期、教育・保育の量の見込みについては、推計人口に教育・保育需要率を乗じて算出しています。

(1) 幼稚園

推計人口に令和元年5月の幼稚園就園状況から算出する需要率を乗じて算出します。ただし、これまでの需要率減少傾向を考慮し、過去3年間の需要率の減少幅（平均 1.1%）を令和4年度まで各年遞減した需要率を乘じます。（令和2年度 36.4%、令和3年度 35.3%、令和4年度以降 34.2%）

(2) 保育園等

・2号認定

平成31年4月の保育需要率の上昇率「1.1%」(H30年度⇒H31年度)を各年に加算し、推計人口に乗じて算出します。なお、推計の基準となるベースの需要率は、平成31年4月の保育需要率「44.7%」とします。（令和2年度 45.8%、令和3年度 46.9%、令和4年度 48.0%、令和5年度 49.1%、令和6年度 50.2%）

・3号認定

0歳については、平成31年4月の保育需要率の上昇率「0.7%」(H30年度⇒H31年度)を各年に加算し、推計人口に乗じて算出します。なお、推計の基準となるベースの需要率は、平成31年4月の保育需要率「30.3%」とします。（令和2年度 31.0%、令和3年度 31.7%、令和4年度 32.4%、令和5年度 33.1%、令和6年度 33.8%）

1～2歳については、平成31年4月の保育需要率の上昇率「1.6%」(H30年度⇒H31年度)を各年に加算し、推計人口に乗じて算出します。なお、推計の基準となるベースの需要率は、平成31年4月の保育需要率「54.0%」とします。（令和2年度 55.6%、令和3年度 57.2%、令和4年度 58.8%、令和5年度 60.4%、令和6年度 62.0%）

4 中間年の見直しに関する考え方

現時点で、推計人口に教育・保育需要率を乗じて算出している教育・保育の量の見込みについては、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる要因により人口の動向が不透明なことから、今後の人口動向を注視していく必要があり、本計画の見直しは行わないこととします。

(1) 人口について

区の人口は、令和2年6月に減少後、令和4年2月に再び増加に転じるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響と考えられる要因により変化しています。

就学前人口は、令和2年2月以降減少傾向にあり、港区人口推計（令和4年3月）においては、令和6年まで就学前人口が一定程度減少し、その後再び増加に転じる見通しを立てていますが、現時点での今後の人口動向は不透明です。

(2) 教育・保育需要率について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、保育園等では育児休業を延長して入園を遅らせる選択なども見られますが、令和2年度から令和4年度の実績においては、幼稚園・保育園共に計画した需要率よりやや低いものの、概ね同程度で推移しており、一定程度確度の高い数値となっています。

国の通知において、新型コロナウイルス感染症等の影響により平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難である場合、必ずしも見直しを行う必要はないとの見解も示されていることから、中間年の見直しは行わず、令和5年度に必要に応じて検討していきます。

港区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）の 中間年の見直しに関する分析について

港区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）の教育・保育の量の見込みについて、推計人口に教育・保育需要率を乗じて算出していることから、算出のもととなる人口及び教育・保育需要率について分析します。

1 人口について

(1) 港区の人口は、令和2年5月の262,239人をピークに、以降減少が続きました。

令和4年1月の257,183人から、再び増加に転じ、11ヶ月連続で前月比増加しています。（図1）

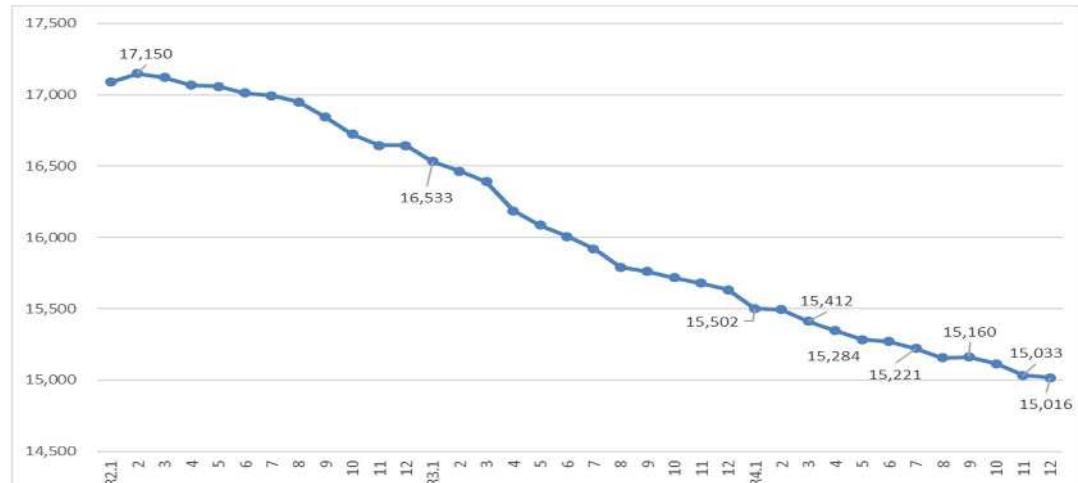
就学前人口（0～5歳）は、令和2年2月の17,150人をピークに減少に転じ、令和4年12月には15,016人まで減少しています。（図2）

（図1）人口推移



資料：港区「住民基本台帳」

（図2）就学前人口推移



資料：港区「住民基本台帳」

(2) 就学前人口推計と実績

本計画策定段階では、就学前人口が令和6年まで経年で増加することを見込んでいましたが、実際は令和2年から令和4年のいずれも推計値を下回りました。推計値と実績の乖離は、令和2年が359人、令和3年が987人、令和4年が2,031人と、年々大きくなっています。(図3)

(図3) 人口推計と実績



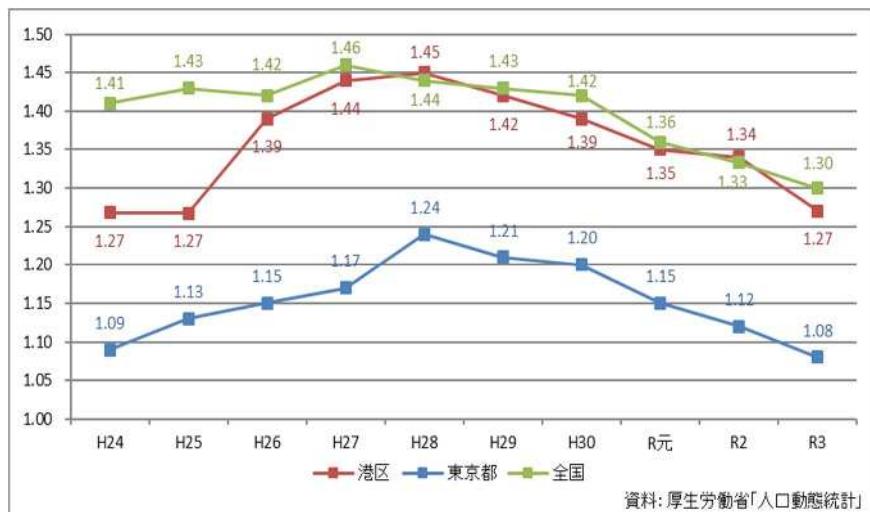
資料：「港区人口推計（平成31年3月）」及び港区「住民基本台帳」

(3) 出生数、転出入数の推移

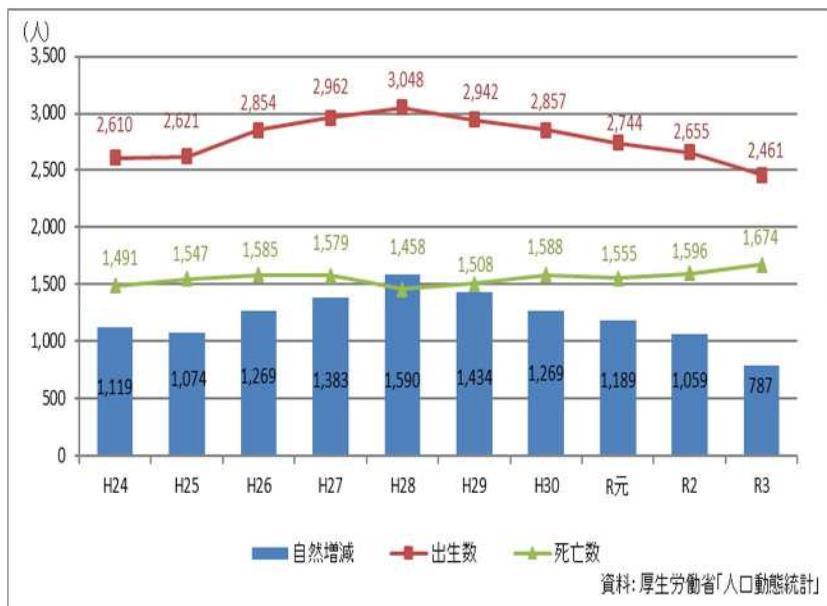
港区の合計特殊出生率は東京都平均を上回っており、令和3年は港区が1.27、東京都が1.08です。港区の出生数は平成28年以降減少しています。(図4、図5)

転出入については、平成28年以降転出数が増加し、令和2年及び令和3年は転出超過となっています(図6)。月別で確認すると、令和2年8月以降、転出が大幅に増加しています。

(図4) 合計特殊出生率



(図5) 出生・死亡数（自然増減）



(図6) 転入・転出数（社会増減）



令和2年6月以降の人口減少、令和2年及び令和3年の転出超過については、1回目の緊急事態宣言（令和2年4月～5月）以降であり、新型コロナウィルス感染症による影響が大きいと考えられます。

2 教育・保育施設利用の状況について

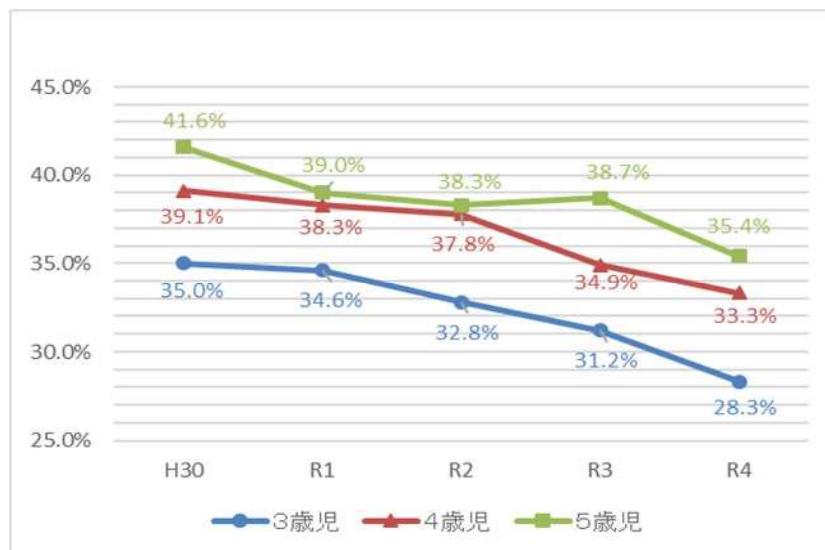
幼稚園の就園率（※1）は年々緩やかな減少傾向にある一方、保育園等の保育需要率（※2）は横ばいもしくは微増傾向です。（図7、図8）

※1 幼稚園の就園率とは、3歳～5歳人口のうち幼稚園へ入園した者の割合です。

なお、幼稚園は区立と私立、また私立間で併願が可能であり、保育園と同基準での希望者数を把握できないため、就園率を記載しています。

※2 保育園等の保育需要率とは、就学前人口のうち、保育園等への入園を希望した者の割合です（実際に入園しなかった者も含みます）。

（図7）幼稚園の就園率



資料：「学校基本調査」及び私立幼稚園等園児保護者補助金支給実績から算出

（図8）保育園等の保育需要率



資料：住民基本台帳の就学前児童人口及び入園希望者数から算出

計画値と実績値の比較

本計画策定時に定めた量の見込みにおける教育・保育需要率については、実績値と概ね同程度の割合となっています。

区分		需要率	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼稚園		計画値 a	36.4%	35.3%	34.2%
		実績値 b	36.3%	35.0%	32.4%
		差 (a-b)	-0.1%	-0.3%	-1.8%
保育園等	2号	3～5歳	計画値 a	45.8%	46.9%
			実績値 b	42.9%	43.9%
			差 (a-b)	-2.9%	-3.0%
	3号	0歳	計画値 a	31.0%	31.7%
			実績値 b	29.0%	27.8%
			差 (a-b)	-2.0%	-3.9%
		1、2歳	計画値 a	55.6%	57.2%
			実績値 b	56.2%	59.5%
			差 (a-b)	0.6%	2.3%
					0.3%

事務連絡
令和4年3月18日

各 都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

市町村子ども・子育て支援事業計画については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成二十六年内閣府告示第百五十九号。以下「基本指針」という。）において、「法の施行後、**教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、・・・量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。**このため、市町村は、**教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。**都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこととなっています。

今般、基本指針に基づいて、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）における第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しを行うための考え方について送付いたします。各都道府県及び各市町村におかれでは、これを参考としてご活用いただき、適切な見直し作業を進めていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、管内市町村に対して遺漏のないよう周知いただくとともに、管内市町村の対応状況等を踏まえ、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について、適切な見直し作業を進めていただきますようお願いいたします。

また、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」について、国における子ども・子育て支援施策の充実の検討材料とするため、令和4年度中を目途に調査を実施することを予定しておりますのでご承知置きください。

1. はじめに

本資料は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号。以下「基本指針」という。）に基づき、各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）において計画期間の中間年における見直し（以下「中間年の見直し」という。）を行うための参考となる考え方を示すものである。

本資料における見直しの考え方は、第二期市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）の策定時において、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（作業の手引き）」（以下「手引き」という。）等に基づき、教育・保育の量の見込みを算出している場合を念頭に置いたものである。

実際にどのような方法で見直しを行うかは、今回お示しした算出方法の全体を活用する、一部を活用する等も含め、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、各自治体において適切に判断いただきたい。

なお、既に地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、令和 3 年度に見直しを行った自治体や、現在見直しを実施中の自治体について、改めて作業を行うことを求める趣旨ではない。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難であって、令和 4 年度に中間年見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和 5 年度以降に必要に応じて実施していただきたい。

他方、市町村計画が教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関して定めるものであることを踏まえ、中間年の見直しの有無にかかわらず、地域の実情に応じて必要な場合は、適時に市町村計画を見直すことを検討していただきたい。

2. 見直しの方法について

2. 1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

(1) 実績値の把握

基本指針中の「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数」については、市町村計画において設定した提供区域ごとに、教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における実績値に基づくこととする。

(留意事項)

- ・市町村計画における1号認定子どもの「量の見込み」については、施設型給付を受けない幼稚園を利用する子どもの数等も含まれており、実績値の把握に際しても留意が必要である。
- ・市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（以下「地方単独事業」という。）等による保育については、当分の間、確保方策に含めることを可能としていることから、認定を受けずに地方単独事業等を利用している子どもの数について把握している場合には、実績値の把握に際しても留意が必要である。

(2) 「実績値」と「量の見込み」との比較

(1)に基づき把握した「実績値」について、教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」（必要利用定員総数）と比較し、10%以上の乖離がある場合※は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。

$$\text{※ } \frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \leq 90\% \text{ 又は } \frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \geq 110\%$$

なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討いただきたい。また、乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、「1. はじめに」に記載しているとおり、令和5年度以降に見直しを行うことや、(4)に掲げる「量の見込み」の補正を実施するに当たり、当該影響を十分留意した上で補正を行うなど、適切に対応していただきたい。

(3) 要因分析

(2)を踏まえて見直しが必要と判断した場合は、乖離している要因について分析する必要がある。「量の見込み」は、手引き等に基づけば、①「推計児童数」、②「潜在家庭類型」及び③「利用意向率」により算出しているところ、乖離が生じている場合、例えば以下のような要因が考えられる。

- ・①「推計児童数」に関する事項として、推計時に想定できなかった事情により、児童数自体が増大していること（例えば、大規模マンションの建設による就学前児童数の増加、出生数の増加など）
- ・②「潜在家庭類型」及び③「利用意向率」に関する事項として、推計時の予想を超えて、教育・保育のニーズが高まっていること（例えば、専業主婦（主夫）世帯から共働き世帯への移行、幼稚園における預かり保育の活用により保育認定を受けられる保護者が幼稚園を利用するケースの増加、保育の必要性の認定事由の明確化や保育所整備の進捗等に伴う保育の利用意向の上昇など）

(参考：「量の見込み」の計算式（「手引き」等より）)

$$\text{①「推計児童数」} \times (\text{②「潜在家庭類型」} \times \text{③「利用意向率」}) = \text{「量の見込み（人）」}$$

(留意事項)

- ・乖離の要因が推計児童数である場合には、社会増減（転入数－転出数）によるものか、自然増減（出生数－死亡数）によるものか等について分析する必要がある。
- ・推計児童数の算出に当たっては、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時における人口推計など自然増減・社会増減を考慮に入れて算出した既存のデータを活用することも考えられる。
- ・乖離の要因が、新型コロナウイルス感染症の影響等による一時的なものであるかについて分析する必要がある。

(4) 「量の見込み」の補正

見直しが必要と判断した場合、(3)の要因分析を踏まえて、「量の見込み」の補正を行うものとする。

(留意事項)

- ・過去の実績値によるトレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえることが必要である。特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起、女性の就業率の上昇傾向に留意いただきたい。その際、全国の女性就業率の動向については、令和2年については前年比減となっているが、令和3年は再び上昇していることなどにも留意が必要である。
- ・令和3年4月1日時点の「実績値」については、新型コロナウイルス感染症の影響に十分留意する必要がある。当該影響により「実績値」が下がっていると考えられる場合には、例えば、当該影響が発生する前の令和2年4月1日時点までの「実績値」の傾向を活用すること等により、「量の見込み」の補正を行うといった方法が考えられる。
- ・女性の就業増加等を踏まえ、1号認定から2号認定への変更を希望する場合があることに留意する必要がある。

- ・市町村計画における「量の見込み」を下方修正する必要性が高いと判断した場合には、既に事業を実施している事業者及び事業の実施を検討している事業者と十分に情報共有等を図る必要がある。
- ・「手引き」においては、アンケート調査を踏まえた標準的な算出方法を示しているところであるが、アンケート調査以外の方法も含む、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない。ただし、この場合においても、「潜在的なニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的考え方を踏まえる必要がある。

(5) 提供体制の確保の内容の変更

(4) により「量の見込み」を補正した場合、必要に応じ、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期についても変更を検討するものとする。

2. 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更に併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこととする。

その際、例えば、

- ・放課後児童クラブについて、利用の申込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析を踏まえ、見直しを行う
- ・延長保育事業及び病児保育事業について、保育所等の整備量の拡大に応じ、見直しを行う
- ・一時預かり事業について、一時預かり事業を行う幼稚園の拡大や、利用実績等から予測される利用する家庭類型の割合、専業主婦・主夫家庭等の増減見込み、実際の利用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う
- ・地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業を始め、上記以外の地域子ども・子育て支援事業についても、事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて見直しを行う

ことなどが考えられる。

また、「2. 1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し」と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響に十分留意した上で「量の見込み」等の見直しを行っていただきたい。

3. 留意点

(1) 計画的な受け皿整備に向けた運用上の工夫

各地域における待機児童の状況等を踏まえ、例えば下記のような運用上の工夫を行うことなどにより、年度ごとの必要利用定員総数を確実に確保できるよう、計画的な受け皿整備を行う必要があると考えられる。

- ① 保育所や認定こども園を新たに整備した後、4・5歳児定員については、定員割れが生じる一方で、0～2歳児については、定員超過が生じることが多いことに鑑み、運営開始後1～3年目については、4・5歳児定員を少なく設定し、2年目以降については、入所児童の進級に伴い、4・5歳児の定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行う。
- ② 企業主導型保育施設の地域枠について、市町村の利用者支援の対象とした場合には、その積極的な活用を図る。
- ③ 都市開発部局と十分に情報共有、連携を行い、大規模マンション等の開発を行う際には、保育所や地域型保育事業所等を併せて整備することにより、社会増に伴い必要となる保育の受け皿を確保する。
- ④ 必要利用定員総数について、令和6年度の必要利用定員総数が、令和5年度の必要利用定員総数以上である場合には、認可に係る需給調整においては、各年度の必要利用定員総数に基づき認可を行うのではなく、計画期間の終期である令和6年度の必要利用定員総数に基づき行う。
- ⑤ 預かり保育事業に係る施設等利用給付の支給実績等も踏まえつつ、幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）等により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定に関する受け皿の確保策として位置付ける。

(2) 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の見直し（認定こども園の移行に関する事項を含む）

各都道府県においては、管内市町村の対応状況も踏まえ、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について、適切に見直しを進めていただきたい。その際、市町村の区域を超えた教育・保育施設の利用（広域利用）が適切に市町村計画に反映されるようにするために、関係市町村間の連携・調整を支援するとともに、広域的な観点から市町村間の調整を行うこと。また、既存の幼稚園・保育所の希望に応じて認定こども園への移行を可能とするために設定いただいている「都道府県計画で定める数」について、改めて管内の事業者の希望を把握した上で、見直しを行うことが望ましいこと。

(3) 子ども・子育て支援法の一部改正を踏まえた対応

令和4年4月1日に一部施行される「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」（令和3年法律第50号）により、市町村子ども・子育

て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項が追加され、あわせて、基本指針の改正がなされたところである。なお、本改正を踏まえて市町村計画を直ちに見直す必要があるものではないが、市町村の実情に応じて、第2期計画の中間年の見直しや、第3期計画等により対応することも差し支えないとしているところであるため、今般の中間年の見直しに際しては留意いただきたい。

(4) 見直しに当たっての手続

見直しに当たっては、子ども・子育て支援法に基づき、地方版子ども・子育て会議等で議論を行うこととする。また、市町村・都道府県間で十分連携して対応することが望ましい。

4. その他

- ・今般の中間年の見直しに関して検討状況を把握するため、令和4年中の見直しの予定の有無について、令和4年3月頃に調査を行う予定である。
- ・中間年の見直しを踏まえた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの改定状況について、令和4年度中を目途に調査を行う予定である。